

## ごみ

\*\*\*\*\*

提案・意見

自治会に入らなければゴミ収集はしてもらえないのですか

定年後の生活を伊勢市で、と物件を探しています。  
自治会とゴミの事が知りたくてこのサイトを見ました。

以前の登載分に、

(2014年3月受付)

ご近所に引越された方から質問されました。町内会に入っていないが燃えるごみを集積所に出せないのか？町内会加入は強制なのか？当然出して頂けるし、町内会は強制ではないと思うと答えておきました。

今後、空き家が売りに出され、若い方とかご近所付き合いが苦手な方が引っ越して来ることが多くなると思います。市税を納めているのであれば、問題なく利用出来るサービスと考えます。

〔回答〕

燃えるごみをお出しいただいています「ごみ集積所」は、各自治会の所有物であり維持管理も各自治会が実施していることから、集積所を使用するためのルールは各自治会にご確認いただければいかがかと存じます。

今後とも、ごみの減量・再資源化にご理解・ご協力のほど、宜しくお願いいたします。(清掃課)

町内会(自治会)への加入につきましては、強制するものではございません。しかし、町内会は、行政とともにまちづくりを進めていただいている組織であり、地域住民の連携を図っていただく上で重要な役割を担っていただいている組織ですので、ご検討いただければいかがかと存じます。(市民交流課)

(2014年4月回答)

というのがありましたが、自治会に入らなければ市としては、入っていない人に対しての対処はしてもらえないということですか？

回答

平素は、ごみの減量・再資源化にご協力いただき誠にありがとうございます。

本市のごみの収集につきましては、収集の効率化を図るため、戸別収集をせず燃えるごみの集積所や資源ステーションなどのご使用をお願いしております。

燃えるごみの集積所は各自治会の所有物であるため、集積所を使用するためのルールにつきましては、お探しの物件に該当する自治会でご確認いただければと存じます。使用につきましては、必ずしも自治会に加入しなくても、集積所の掃除当番を行うなどで使用できる自治会もあると伺っております。

資源物(プラスチック製容器包装、缶・金属類など)は、市の所有する最寄りの資源ステーションや資源拠点ステーションにお出しいただけます。

ごみの集積化にご理解とご協力をお願いいたします。

担当課

清掃課 (2018年10月回答) [10/29~11/2]

# 防災

\*\*\*\*\*

提案・意見

防災無線

近くに工場があって放送が聞こえない。東大淀保育園から聞こえない。

## 回答

日頃は、市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
ご提案いただきました内容について、現地調査・確認を行い必要に応じて拡声機等の調整を行います。  
なお、屋外拡声子局は、風向きや天候などの気象条件や周囲の建物の状況により、屋内にみえる方については、音声での情報伝達が難しい場合があります。  
市としましては、防災行政無線の放送内容を文字等で確認いただけるよう携帯電話への防災メール配信や防災FAX、ケーブルテレビ放送等の情報発信手段を配備していますので、ご利用ください。  
市の防災行政無線の運用について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

担当課

危機管理課（2018年10月回答）〔10/29～11/2〕

## 福祉

\*\*\*\*\*

提案・意見

生活保護の受給について

本当に必要な人は生活をする権利が認められてますが働けるのに働かないのは税金の無駄使いだし本人の為になりません。国民年金より高いお金をもらう事もおかしいし今までまともに払ってきた人はばかを見てるだけじゃないですか？

回答

平素は伊勢市行政に対しご理解ご協力いただきありがとうございます。

生活保護は「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活のために活用する事を要件として（生活保護法第4条）」行われるものです。年金は「利用し得る資産」であり、働く事は「能力」になります。

このため、年金を受給できる方であれば、年金受給手続きを指導させていただき事になり、働く能力のある方は働いて収入を得る努力が必要となります。働ける能力があるかどうかは、年齢や病気、障害、医療機関の意見等、様々な事柄を検討の上判定をしています。働く能力があると判定された人については、求職活動が指示されます。その後、ハローワークの活用状況等観察しながら努力が不足していると判断される場合は、保護の停廃止等含め、厳しい指導が検討されます。

なお、年金も受給し、就労能力を活用しても、それでも基準の生活費が賄えない場合は、基準の生活費に足りない部分については保護の対象となります。今後とも適切な指導を心がけてまいりますので御理解ください。

なお、どなたに限らず、生活保護に関する事は個人情報に当たります。「伊勢市個人情報保護条例」の適用を受ける事になります。したがって他人は元より、身内の方からの申し出であっても、同条例第11条により、その方が生活保護を受けているかどうかを含めて、具体的な内容については、お答えできませんことをご了承ください。

担当課

生活支援課（2018年10月回答）〔10/29～11/2〕